

原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の燃油高騰により経営維持が困難となっている事業者に対し、予算の範囲内で原油価格・物価高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社又は本店等がある法人又は個人事業主であって、常時雇用する従業員が10人以下である事業者
- (2) 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施している事業者
- (3) 支援金の申請時点で事業を行っており、今後も事業継続の意思がある事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 別表に掲げるいずれの補助金の申請、受給または今後申請する予定があるもの。
- (2) 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの。

- (3) 暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に実質的に関与しているもの。
- (4) 宗教的又は政治的目的を持って事業を行っていると思われる事業者
- (5) 事業内容が公序良俗に反すると認められる事業者

(支援金の要件)

第3条 支援金は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 令和4年1月から令和4年5月までの期間の売上高が前年の同じ期間と比較して減少している場合
- (2) 令和4年1月から令和4年5月までの期間の燃料費、原材料費及び光熱水費の経費（以下「燃料費等経費」という。）の合算額が、前年の同じ期間の燃料費等経費の合算額の130パーセントを超えている場合

2 前項に規定する場合のほか、事業を開始した時期が令和3年1月以降であることその他の事情により、市長が特に必要と認めた場合は、前項に規定する要件に該当しない場合であっても支援金を支給することができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に掲げるいずれかの額とし、一事業者につき10万円を上限とする。

- (1) 前条第1号の場合 売上高の減少額
- (2) 前条第2号の場合 令和4年1月から令和4年5月までの期間の燃料費等経費の合算額から前年の同じ期間の燃料費等経費の合算額に100分の130を乗じた額を減じて得られた額

2 前条第2項に規定する場合の支援金の額は、その都度市長が定めるものとする。

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、令和4年8月31日までに原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出し

なければならない。

2 前項に規定する交付申請は、支援金の実績報告を兼ねるものとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する期日を変更することができるものとする。

(交付の可否の通知等)

第6条 市長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を可としたときは、原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、支援金の交付を否としたときは、原油価格・物価高騰対策事業者支援金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第7条 支援金は、前条の規定により交付すべき支援金の額を決定及び確定を行った後に支払うものとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項各号に規定する事業者には該当しないと判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金を受けたとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

(4) その他市長が交付を取り消すことが必要であると判断したとき。

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還させることができる。

(要綱の廃止)

第9条 市長は、社会情勢の変化等により、支援金の必要がなくなったと判断するときは、この要綱を廃止することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表（第2条関係）

制度名	備考
新発田市運輸・交通事業者燃油高騰対策補助金	所管課 商工振興課
新発田市原油価格・物価高騰対策支援事業補助金	所管課 農林水産課